上記の措置は、(権限のある機関又は正当に認定された団体の名称を挿入すること。)により検討され、船舶の検査の後、この海上労働遵守措置認定書の第Ⅰ部に掲げる要件の当初の及び継続的な遵守を確保するための措置に関しA5. 1. 3基準10(b)に定める目的に合致すると判断された。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
肩書＿＿＿＿＿＿＿＿
住所＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿
署名＿＿＿＿＿＿＿＿
場所＿＿＿＿＿＿＿＿
日＿＿＿＿＿＿＿＿
（必要に応じて、権限のある機関の印章）

注　「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、2006年の海上の労働に関する条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。同条約第２条１(j)参照

暫定的な海上労働証書

2006年の海上の労働に関する条約（以下「条約」という。）第５条及び第５章の規定に基づき、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿政府の権限の下に、
（船舶の旗国の正式名称）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（権限のある機関又は条約に基づき正当に権限を与えられた認定された団体の正式名称及び住所）
が発給する。

船舶の要目

船名＿＿＿＿＿＿＿＿
船舶番号又は信号符字＿＿＿＿＿＿＿＿
船籍港＿＿＿＿＿＿＿＿
登録日＿＿＿＿＿＿＿＿
総トン数（注１）＿＿＿＿＿＿＿＿
国際海事機関船舶識別番号＿＿＿＿＿＿＿＿
船舶の種類＿＿＿＿＿＿＿＿
船舶所有者の氏名又は名称及び住所（注２）＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿

この証書は、条約A5. 1. 3基準７の規定の適用上、次のことを証明する。

(a)　条約付録Ａ５－Ⅰに掲げる事項について、(b)から(d)までに規定する事項の確認を考慮しつつ、合理的かつ実行可能な限り、この船舶を検査したこと。

(b)　船舶所有者が権限のある機関又は認定された団体に対し、この船舶が条約を遵守するための適切な手続を有することを証明したこと。

(c)　船長が条約上の義務及び実施に係る責任に精通していること。

(d)　関連する情報が海上労働遵守措置認定書を作成するために権限のある機関又は認定された団体に提出されたこと。

この証書は、条約A5. 1. 3基準及びA5. 1. 4基準の規定に基づく検査が行われることを条件として、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿まで効力を有する。

(a)に規定する検査の完了の日は、＿＿＿＿＿＿＿＿である。

＿＿＿＿＿＿＿＿において＿＿＿＿＿＿＿＿に発給した。

暫定的な証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名＿＿＿＿＿＿＿＿

（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

注１　国際海事機関によって採択されたトン数の測度に関する暫定的な制度の対象となる船舶については、総トン数は、国際トン数証書（1969年）の備考欄に記載されるものとする。条約第２条１(c)参照

注２　「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。条約第２条１(j)参照

付録Ａ五―Ⅲ

A5. 2. 1　基準の規定に基づく寄港国による検査を行う加盟国の港において、権限のある職員による一層詳細な検査の対象となる一般的な分野は、次に掲げるものとする。

最低年齢
健康証明書
船員の資格
船員の雇用契約
免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用
労働時間及び休息時間
船舶の配乗の水準
居住設備
船舶におけるレクリエーション用の設備
食料及び料理の提供
健康及び安全並びに災害の防止
船舶における医療
船舶内における苦情に関する手続
賃金の支払